

民生福祉常任委員会記録

令和3年6月4日

【開催日】 令和3年6月4日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時7分～午後3時30分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

市民部長	川崎 浩美	市民部次長兼環境課長	梅田 智幸
市民課長	安部 亜希子	市民課主査	佐藤 喜寛

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	庶務調査係長	田中 洋子
------	-------	--------	-------

【付議事項】

- 1 議案第55号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 閉会中の調査事項について

午後3時7分 開会

大井淳一朗委員長 ただいまより、民生福祉常任委員会を開会いたします。お手元の審査内容に従って進めますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。今回は、追加議案である議案第55号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について審査したいと思います。初めに、議案の説明を求めます。

安部市民課長 それでは、議案第55号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。この度の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が告示され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の

一部が改正されたことに伴う所要の改正です。参考資料を御覧ください。マイナンバーカードの発行事務は、地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-LIS の事務として明確化されます。また、発行に係る手数料の徴収事務は、同機構から市へ委託されます。このことにより、現在、市の歳入金として徴収し、J-LIS に納入しているマイナンバーカードの再交付手数料は、施行日以降、市の歳入金としてではなく、歳入歳出外現金として市が保管し、後日、J-LIS に納入することとなります。そのため、本条例に規定している個人番号カードの再交付手数料を削除するものです。なお、法改正は令和 3 年 5 月 19 日に告示され、同年 9 月 1 日から施行されるため、追加の議案上程となりました。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 委員からこの議案についての質疑を受けたいと思います。

河崎平男委員 J-LIS との委託契約によって、国又は J-LIS から本市に事務費等が入るんですか。この委託契約によって、職員が事務を行いますので、その分の歳入はありますか。

安部市民課長 現在のところ、特に示されていません。

矢田松夫委員 5 万 3,000 円ぐらいの歳入がなくなるという理解でいいですか。

安部市民課長 手数料は、もともと市から J-LIS に納入していました。現在は、市町村の事務として行っておりますので、国からの補助金と市で預かった手数料を合わせた金額を J-LIS に対して交付金として納めているという状況です。

矢田松夫委員 再交付に当たるものはどういうものがあるんですか。

安部市民課長 再交付の場合としましては、例えば、カードの損傷などによるもの、あとは余白欄が満欄になった場合、いわゆる住所の異動等で異動された先を書かせていただく欄があるんですけども、そちらが満欄になり、引き換えをさせていただく場合、あとは天災その他の本人の責によらない場合、有効期限が満了する場合などがあります。

矢田松夫委員 例えば、長い間外国に行っており、日本に帰ってきたら期限が切れていた場合はどうなるんですか。

佐藤市民課主査 有効期限が切れた場合は、再発行手数料を徴収しております。

大井淳一郎委員長 そのほかは、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第55号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは、一旦委員会を閉じます。

午後3時13分 散会

午後3時24分 開会

大井淳一郎委員長 それでは、民生福祉常任委員会を再開いたします。閉会中の継続調査事項についてです。お手元の資料のとおりですが、何か変更したいことがあればおっしゃってください。

矢田松夫委員 スマイルエイジング事業は、民生福祉常任委員会又は分科会の所管ではないんですか。今回、スマイルエイジングパーク事業は、公園の工事だから産業建設分科会の所管となっています。しかし、スマイルエイジングの一環であり、本来の目的が健康増進なので、8割ぐらいは民生福祉分科会の所管だと思います。その辺を少し整理したほうがいいと思います。

大井淳一郎委員長 矢田委員がおっしゃるように、スマイルエイジングパーク事業は、公園整備の一環であることから、産業建設分科会が担当してい

ます。しかし、それによって得られる効果に着目すれば、民生福祉常任委員会の所管でもあります。厳密に言えば、複数の委員会や分科会にまたがっている場合は、聯合審査という方法もあるかもしれませんが、今回は単独での審査としました。ただ、これによってスマイルエイジングが充実したものになるかについては、民生福祉常任委員会の中でも調査できると思います。ただの公園整備ではなく、スマイルエイジングの一環として、進捗状況等を確認できると思います。スマイルエイジングは、市の重点事業でもありますので、「スマイルエイジングに関すること」という表記を加えるという方向で案を示したいと思いますが、いかがでしょうか。

杉本保喜委員　そもそも、スマイルエイジングは、民生福祉常任委員会の管轄です。たまたま健康遊具の設置先が公園であっただけで産業建設分科会に入っているんですから、事業の趣旨の大部分は民生福祉常任委員会の所管だと思います。また、健康遊具をどんどん設置する中で、その遊具の種類によって、本当にスマイルエイジングの目的が達成されているのかというのも、民生福祉常任委員会が調査しなければいけないと思うんです。「スマイルエイジングに関すること」という表記を加えるべきだと思います。

松尾数則委員　スマイルエイジングは、民生福祉常任委員会の所管ですよ。ただ、スマイルエイジングというのは遊具だけじゃないんですよ。今回、産業建設分科会で審査をしていますが、これについて、産業建設分科会と話し合わなくていいんですか。

大井淳一郎委員長　結局、スマイルエイジングパーク事業ということ調査となると良くないと思うんです。ただ、杉本委員が言われたように、健康遊具を設置したことで、どんな効果が得られるのか、それは本当に役に立っているのかということは、スマイルエイジング事業の一つということで、調査等はできると思います。松尾委員が言われたように、公園事業だけではなく、ほかのいろいろな事業も含めて、民生福祉常任委員会が所管する範囲内であれば、審査できると思いますので、今回「スマイルエイジングに関すること」を所管事務調査に加えますが、皆さんがスマイルエイジングということで所管事務調査をしたいということであれば、調査事項をまとめて行いたいと思います。それが閉会中にできるよ

うに、今回は、「スマイルエイジングに関すること」を加えるということで、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で、閉会中の調査事項についての審査を終わります。委員会は以上です。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 0 分 散会

令和 3 年 6 月 4 日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎